

東京未来大学公的研究費の管理・監査のガイドラインに係る規程

平成19年11月1日 制定

規程第 73号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京未来大学（以下、本学という。）における公的研究費（競争的資金等）について、文部科学省が定める法令等を順守し、不正行為が発生することがないように適正な運営と管理のもとに使用することを制定の趣旨とする。

(目的)

第2条 この規程は、公的研究費に係る本学の管理・監査のガイドライン（実施基準）に関する基本的事項を定め、適正な運営と管理を行うことを目的とする。

(管理・監査のガイドライン)

第3条 公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）は、次に掲げる事項とする。

- (1) 責任体制の明確化
- (2) 適正な運営管理の基盤となる環境の整備
- (3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
- (4) 科研費の適正な運営・管理活動
- (5) 情報の伝達を確保する体制の確立
- (6) モニタリングのあり方

(責任体制)

第4条 本学の公的研究費に係る最終的な責任を負う者として最高管理責任者をおき、学長がその任にあたる。

- 2 最高管理責任者のもとに本学の公的研究費に係る全体を統括する実質的な責任と権限を有する者として統括管理責任者をおき、エンロールメント・マネジメント局長がその任にあたる。
- 3 統括管理責任者は不正防止のため、基本方針に基づき機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高責任者に報告するものとする。
- 4 統括管理責任者のもとにコンプライアンス推進責任者及び副責任者をおき、研究推進委員会委員長及びエンロールメント・マネジメント局次長がその任にあたる。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、不正行為防止のため、相談窓口、通報窓口（告発）、不正使用防止推進ワーキンググループの編成・モニタリング及び監査制度の整備、発注・検収システムの構築・運営（物品費の支出）等について、前条の実施基準（ルール）の具体策を本学各部局等及び教職員に示し、これを部局責任者のもとに実施させるとともにその他必要な措置をとるものとする。
- 6 本学の公的研究費の業務処理については、研究者、事務担当者及び関係者すべてのものが一体となって、法令の定めるもののほか就業規則等本学が定める行動規範に則り、誠実に遂行しなければならない。

(研究倫理・不正防止委員会)

第5条 前条第3項の具体的実施策を検討・協議するため、最高管理責任者のもとに「研究倫理・不正防止委員会」（以下、委員会という。）をおく。委員会については、規程として別に定める。

(不正に係る調査委員会)

第6条 最高管理者が、公的研究費の不正使用又は研究活動における不正行為の疑義を認めた場合、速やかに調査委員会を設置し、調査を行う。調査委員会については、規程として別に定める。

2 前項の調査委員会による調査の結果、不正行為の事実が認められた研究者に対しては、本学就業規則の規定に基づき厳正に処分するものとする。

(公的研究費に係る基本的事務手続等)

第7条 公的研究費に係る諸手続、事務管理の基本等については、細則として別に定める。

(事務等取扱要領)

第8条 公的研究費に係る事務処理の具体的方法・手順・その他については、事務等取扱要領として別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月25日から施行する。